

別表第 1 (第 3 条関係)

緑化施設評価表

緑化事業	基準	要件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	右記要件のい ずれかを満た すこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路から眺望できること。 ・不特定の人が立ち入って見ることができること。 ・管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができること。
生垣設置	右記要件のす べてを満たす こと。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路又は隣地沿いにあり、かつ、生垣の接道延長が 3 m 以上であること。 ・延長 1 m 当たり 2 本以上植樹すること。

別表第2（第5条関係）

事業区分	対象経費	補助金交付額
緑の街並み 推進事業	屋上緑化、壁面緑化、 空地緑化及び駐車場 緑化の工事費用のう ち、植栽、植栽基盤、 灌水施設及び園路整 備に係る費用並びに 生垣設置に係る工事 費用。ただし、植栽に ついては、植栽した固 体の生育期間が2年 を見込めないものは、 対象としない。	<p>1 補助金の交付額は、対象経費の2分の1の額とし、次の条件の範囲内とする。</p> <p>(1) 屋上緑化及び壁面緑化は、緑化面積に1m²当たり3万円を乗じて得た額</p> <p>(2) 駐車場緑化は、緑化面積に1m²当たり2万円を乗じて得た額</p> <p>(3) 空地緑化は、緑化面積に1m²当たり1万5000円を乗じて得た額</p> <p>(4) 生垣設置は、生垣の延長に1m当たり5000円を乗じて得た額</p> <p>2 補助金の交付額は、500万円を上限とする。</p> <p>3 補助金の交付額が10万円未満の場合は、交付しない。</p>
住民参加緑 づくり事業	工事費、役務費、委託 料、報償費、旅費、使 用料、需用費等。ただ し、食糧費、交際費、 接待費、団体運営費そ の他市長が補助事業 の実施に必要ないと 認める経費は、対象と しない。	<p>1 補助金の交付額は、300万円を上限とする。</p> <p>2 補助金の交付額が10万円未満の場合は、交付しない。</p>

備考

- 1 住民参加緑づくり事業の工事費については、工事の完遂に当たり高度な専門知識、技能又は資格を必要とすること、危険な作業を伴うこと等により、一般住民による施工が困難なものを対象とする。

- 2 役務費及び委託料については、工事費と同様に一般住民によることが困難なものを対象とする